

新型インフルエンザ等対策推進会議医療及び公衆衛生分科会の運営について

令和4年6月20日

新型インフルエンザ等対策推進会議医療及び公衆衛生分科会長決定

新型インフルエンザ等対策推進会議運営規則（令和3年4月1日新型インフルエンザ等対策推進会議決定）に基づき、新型インフルエンザ等対策推進会議医療及び公衆衛生分科会（以下「分科会」という。）の議事の運営については、以下のとおりとする。

1 会議の公開

- (1) 分科会は、非公開とし、議事録を公開する。ただし、新型インフルエンザ等対策推進会議医療及び公衆衛生分科会長（以下「分科会長」という。）が、議事録を公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録を非公開とする。
- (2) (1) ただし書きの規定により議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨（発言者名なし）を公表する。
- (3) 分科会の資料は、分科会長が検討の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な検討に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他正当な理由があると認めるものを除き、公開する。

2 議事の特例

分科会の委員は、分科会長の了承を得た場合に限り、代理人に出席させることができる。

3 その他

このほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。